

まつもとほうじん

令和元年
(2019年) 12月号
第539号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



- 主な記事 -

- 全国青年の集い「租税教育プレゼン」参加報告... 2 ~ 3 頁
- 「税を考える週間」関連事業報告..... 4 頁
- 税務ポイント..... 5 頁
- 皆さんこんにちは・中嶋恵氏..... 6 頁
- 頑張ってます・倉科希さん..... 6 頁
- 経営レポート..... 7 頁
- 部会だより、保健の窓..... 8 頁
- 生活習慣病健診実施のご案内..... 9 頁
- 会員福利厚生制度 P R..... 10 頁
- 12月の予定、令和元年台風第19号災害への対応について
1月拡大役員会・新入会員歓迎会開催のお知らせ... 11 頁
- インフォメーションコーナー、
地区トピックス、川柳コーナー、あとがき... 12 頁
- 松本法人会実施事業のご利用に関するアンケート... 付録
- 法人会会員無料相談室ご案内(相談カード付)... 付録

全国青年の集い大分大会 租税教育活動プレゼンテーション 青年部が優秀賞を受賞しました

先月、大分県大分市で開催された第33回全国青年の集い大分大会において、全国の法人会を代表し、11会の青年部が参加した租税教育活動プレゼンテーションで、私達松本法人会青年部は関東信越国税局管内を代表して活動事例報告を行い、幸運にも【優秀賞】を受賞することが出来ました。大勢の皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

青年部 租税教育活動報告

全国青年の集い大分大会 租税教育活動プレゼンテーションで青年部が優秀賞を受賞しました！



表紙でもご報告いたしました通り、11月7日、8日の第33回全国青年の集い大分大会「租税教育活動プレゼンテーション」におきまして、青年部が【優秀賞】を受賞いたしました。



廣田青年部長と花村副部長がプレゼンを担当しました

「租税教育活動プレゼンテーション」は、全国440の法人会青年部が日頃全国各地で実践している租税教育活動の事例発表会として、毎年、全国青年の集いに併せて開催をされており、各地域を代表した11の単位会が発表を行います。

もともと租税教育活動は「未来を担う子ども達に正しい税の仕組みや大切さを伝える活動」として、国や地方自治体、民間協力団体等が“小学校での租税教室開催”等の形式で実施しており、税に携わる法人会としても、全国的に青年部活動の柱として取り組んでおりますが、活動の更なる普

及・発展を目的としてプレゼンが実施され、他の法人会への《参考度》、授業を受ける子ども達への《理解度》などの項目を採点し、その結果、参加11会に【最優秀賞〔1会〕】【優秀賞〔2会〕】【奨励賞〔8会〕】が贈られます。

今回、私たちは【租税教育活動の軌跡～管内全ての小学校での租税教室開催を目指して～】というテーマで発表を行いました。概要としては、青年部長のリーダーシップのもと租税教育活動を青年部の柱と据え積極的に取り組



優秀賞を頂きました

会場では活動内容をまとめたブースも出展しました



会場では活動内容をまとめたブースも出展しました

どこでも申告・納税 イータックス (http://www.e-tax.nta.go.jp/)



約2年前から青年部では打ち合わせを重ねてまいりました

んでいくこと
の意思統一（部長宣言：「全員参加」管内全小学校での租税教室開催）講師依頼は全て引き

き受ける」）、租税教育活動活性化に向けた組織の設立、例会での講師育成研修の開催といった青年部内での取り組み、開催校数増加に向けた松本税務署との連携強化、講師数増加に向けた地元大学生、行政職員との連携、その他にも女性部が主宰する「税に関する絵はがきコンクール」応募作品増加への取り組み、地元NPOが主催する子ども職業体験イベントでの租税教室開催などを通して、



中村税務署長（中）高橋副署長（右）をはじめとする松本税務署様からも多大なるご協力を頂きました。

実際に租税教室開催校数を大きく増加させることが出来たという報告と、上記の活動を通して新しい租税教室の

授業内容の創造にも取り組み、児童に“税の使われ方”について、“自分の将来の夢”をキーワードに考えてもらうために【夢を叶えよう税シート】という教材を新しく作成し、授業内容の充実につなげることが出来たという報告、最後にこうした取り組みにより、目的の一つであった租税教室開催校数を大きく増加させることができたこと、さらには小学校授業参観での講師依頼を頂くなど地域からの信頼も少しずついただくことが出来てい

るといった内容でした。

このように、当会では大きなイベント的な租税教育活動を行うのではなく、

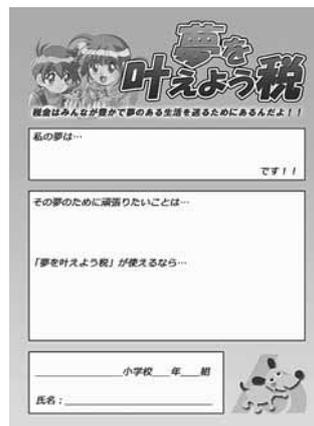


島内小学校では授業参観で租税教室の講師を担当

最も基本的な活動の一つである“小学校での租税教室開催”について、青年部が一丸となり取り組み、

税務署など関係機関との連携を深めるなど、地道にコツコツと取り組むことで大きな成果を挙げることが出来るということを示してまいりました。

しかしながら青年部では今回の発表・受賞がゴールではなく、管内全ての小学校(56校)での租税教室開催を



子ども達の“夢”をテーマにした新しい取り組み【夢を叶えよう税シート】

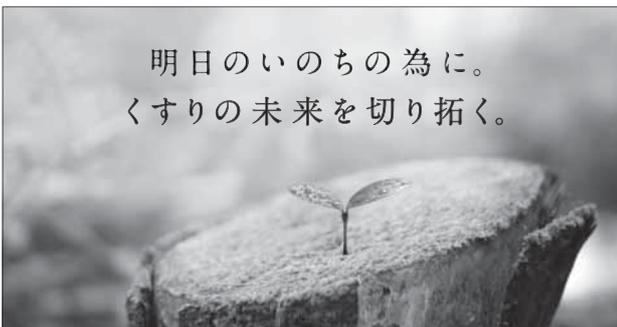
目指して、使命感を持ってより一層の取り組みを進めてまいりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。ご支援、ご協力いただきました皆様に改めまして心より感謝申し上げます。

（青年部長 廣田 伸一）



これからも租税教育活動に積極的に取り組んでいきます

さあ！ネットで申告・納税 イータックス (http://www.e-tax.nta.go.jp)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

令和元年度

「税を考える週間」関連事業報告

11月11日から17日にかけて全国で行われた「税を考える週間」期間中、当会でも様々な取組が行われました。

○令和元年度納税表彰式が挙行されました

11月13日(水)、本年度の納税表彰式が松本商工会館にて行われました。当会関係者では高山政登氏(副会長)、深澤直久氏(副会長)、伊藤修氏(理事)が税務署長納税表彰を受表彰し、松本法人会に対しまして租税教育推進団体税務署長感謝状が贈られました。また、10月に国税局長納税表彰を受表彰された百瀬衛貴男氏(副会長)の披露も行われました。

翌14日(木)には松本合同庁舎にて作田永子氏(副会長)、増田博志氏(理事)への県知事感謝状(県税功労者表彰)の伝達式が行われました。誠にありがとうございます。

国税局長納税表彰

百瀬衛貴男 氏(副会長、広報委員長)

税務署長納税表彰

高山 政登 氏(副会長、豊科部会長)

深澤 直久 氏(副会長、波田部会長)

伊藤 修 氏(理事、総務委員)

租税教育推進団体税務署長感謝状

一般社団法人 松本法人会



前列左から伊藤理事(代理)、高山副会長、中村署長、神澤会長、深澤副会長。後列左から原田副署長、廣田常任理事、百瀬副会長、高橋副会長、高橋副署長

県税功労者表彰

作田 永子 氏(副会長、塩尻部会長)

増田 博志 氏(理事：総務委員、上土部会長)

○松本税務署長講演会開催(松本間税会・松本法人会共催)

11月11日(月)、松本間税会との共催で、松本税務署長の中村明雄氏を講師にお迎えし松本税務署長講演会

を開催しました。

昨年に引き続き講師をお勤めいただいた中村署長さんに、今年は「相続税の基礎」というテーマでお話をしていただきました。経営者の方々にも関わりの深いテーマについての講演であり、参加された皆さん熱心に耳を傾けておられました。



講師の中村松本税務署長

○令和元年度時局講演会開催

元高知県知事 橋本大二郎 氏 講演会

『テレビの中から見たこと』

(関東信越税理士会松本支部、松本法人会共催)

11月15日(金)、本年度の時局講演会をアルピコプラザホテルにて開催いたしました。講師には、元高知県知事の橋本大二郎氏をお招きし『テレビの中から見たこと』というテーマで90分間お話を伺いました。

橋本さんは知事就任前はNHK記者として、退任後は情報番組キャスターとして長らくテレビ番組の制作に携わってこられました。番組作りに【視聴率】が与える影響についてご自身の経験に基づきお話しくださいました。大勢のご参加、誠にありがとうございました。



講師の橋本大二郎さん

○女性部主催「税に関する絵はがきコンクール」応募作品がアイシティで開催された『税金展』で展示されました♪

山形村のショッピングセンター アイシティ 21で、税を考える週間期間中に開催された『税金展』にて、当会女性部が取り組みを続ける「税に関する絵はがきコンクール」に寄せられた絵はがき作品が展示され、会場に彩りを添えました。

「税に関する絵はがきコンクール」は、小学生を対象に、税金の正しい知識と仕組みを伝えるために開催される「租税教室」に参加してもらった児童に、授業で学んだことを1枚の絵はがきに描いてもらう取り組みです。児童たちが税金について学び、感じたことが素直に描かれた作品はどれも素晴らしいものでした。



会場を彩った「税に関する絵はがき作品」

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁴¹〕法人税その⑤

『少額減価償却資産と一括償却資産について』

「少額減価償却資産」

1. 特例の概要

少額減価償却資産とは取得価額が10万円以上30万円未満の減価償却資産をいい、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例があります。

特例は、中小企業者等が、平成18年4月1日から令和2年3月31日までの間に、少額減価償却資産を取得等し、事業の用に供した場合は、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができるということです。

2. 適用対象法人

青色申告者である中小企業者等に限られます。中小企業者とは次に掲げる法人です。

- (1) 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
ただし、同一の大規模法人(*)に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人および複数の大規模法人に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人を除く。
- (2) 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
(*) 大規模法人とは、資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人または資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいう。

3. 対象資産と限度額

対象となる資産は、取得価額(*)が30万円未満の減価償却資産です。

事業年度における取得価額の合計額が300万円に達するまでの取得価額の合計額が限度となります。

(*)取得価額は、法人が選択した消費税等の経理処理により異なります。

例えば、税抜290,000円(税込319,000円)のパソコンを購入した場合の取得価額は、税抜経理方式であれば290,000円に、税込経理方式であれば319,000円になります。

4. 適用手続き

この制度の適用を受けるためには、法人税の確定申告書に『別表16(7)少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書』を添付する必要があります。(租税特別措置法67の5)

「一括償却資産」

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の他に一括償却資産の損金算入という制度もあります。概要は以下の通りです。

事業の用に供した減価償却資産のうち取得価額が20万円未満の減価償却資産について、個別の耐用年数に関わらず一括して次の式の損金算入限度額まで損金に算入できます。

$$\text{一括償却資産の取得価額の合計額} \times \text{当事業年度の月数} \div 36 = \text{損金算入限度額}$$

通常の減価償却限度額の計算とは異なり、事業年度月数が12の場合は、事業年度の途中で取得し事業の用に供した資産についても、取得価額の合計額の36分の12(1/3)が損金算入限度額となります。

20万円未満の減価償却資産の全部又は一部について一括償却資産とすることができ(個別に選択が可能)合計額に上限はありません。

また一括償却資産について、売却、滅失、除却等があった場合でも、損金算入限度額の計算を続ける必要があります。除却損等として未償却残高を損金算入することはできません。

尚、一括償却資産は、法人の規模や申告の種類(青色申告・白色申告)に関わらず適用することができます。(法人税法施行令133の2)

取得価額ごとの選択肢をまとめると以下の通りです。

取得価額	中小企業者等	中小企業者等以外
10万円未満	選択 <ul style="list-style-type: none"> 全額損金算入(本則) 一括償却(3年均等) 資産計上(減価償却) 	選択 <ul style="list-style-type: none"> 全額損金算入(本則) 一括償却(3年均等) 資産計上(減価償却)
10万円以上 20万円未満	選択 <ul style="list-style-type: none"> 全額損金算入*^{特例上限 300万円} 一括償却(3年均等) 資産計上(減価償却) 	選択 <ul style="list-style-type: none"> 一括償却(3年均等) 資産計上(減価償却)
20万円以上 30万円未満	選択 <ul style="list-style-type: none"> 全額損金算入*^{特例上限 300万円} 資産計上(減価償却) 	資産計上(減価償却)
30万円以上	資産計上(減価償却)	資産計上(減価償却)

* 全額損金算入の特例は青色申告法人のみ

(税制委員会：鴫 秀行、大池 明、北澤 剛グループ稿)
(監修：関東信越税理士会松本支部)



皆さん
こんにちは♪

美容室MESAMIES (メザミー)

松本市並柳

代表 中嶋 恵氏

『お客様を笑顔に』

松本市並柳にごさいます美容室MESAMIES(メザミー)の中嶋さんにお話を伺いました。

取材のためお店の中に入った時に気付いたのが、パーマやカラーをされているお客様が店内に大勢いたのに美容室独特の薬剤の香りがほとんどしなかった点です。その点についてお伺いすると「それが当店のこだわりです。一般的な美容用の薬剤にはどうしても髪の毛や肌にダメージを与えてしまう成分が入っていることが多く、それが独特の香りになっているのですが、うちで使用する薬剤では使用していません」とのこと。もともと中嶋さん自身がくせ毛で、肌も弱く悩みを抱えていたそうですが、美容師としてこうした問題に本気で取り組む中で、全国の同じ志を持つ仲間たちとグループを作り、専門家の協力を得ながら本当にやさしい薬剤やドライヤーの開発をしてきたそうです。

お客様に何時でも笑顔でおしゃれを楽しんでいていただきたい。美容師としてヘアスタイルを作る前に“心と体の安全”を提供したいという想いで日々活躍される中嶋さんでした！

(上兼健司編集委員)



頑張ってます!!

『癒されています』

合同会社未来ファミリー
松本みらい保育園つかまキッズ
松本市筑摩

倉科 希さん

平成29年7月に創業した合同会社未来ファミリーは、松本市村井町南・松本市筑摩に企業主導型保育施設「松本みらい保育園」を設置・運営しています。この保育園は、自社及び共同利用契約した企業の従業員の子どもと地域のお子さまを受け入れています。つかまキッズで勤務する倉科希さんは、事務と保育補助を担当しており、園児の登降園管理、職員の勤怠管理などの事務業務と保育補助をしています。初めての仕事ですが、資格が無くても大好きな子どもと関われるうえに、今まで培ってきた事務の経験を活かせるのでとてもやりがいがあるそうです。また、保育士の先生たちが子どもたちの成長を見据えて関わることで、子どもたちが成長していく姿を見て、「私も目標を持って頑張ろう!」と向上心が芽生えたそうです。

休日は、ドラマ・映画を観てゆっくり家で過ごしたり、妹さんと旅行に行くのが楽しいと癒し系で素敵な笑顔が印象的でした。

(廣田伸一編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

経営レポート**消費税の軽減税率制度・インボイス制度編**

税理士 大塚賢治

**1. 概要**

令和5年10月1日から複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

適格請求書等保存方式の下では、「帳簿」及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

「適格請求書」とは、「売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

2. 適格請求書発行事業者登録制度

適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます)を提出し、登録を受ける必要があります。

なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

3. 登録申請のスケジュール

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで(ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで)に登録申請書を提出する必要があります。

4. 課税売上が1,000万円以下となった場合の納税義務

適格請求書発行事業者の登録を受けている

事業者において、翌課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合は、その事業者は、原則として、消費税の納税義務が免除され、免税義務者となります。しかしながら、適格請求書発行事業者は、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合でも適格請求書発行事業者の登録を取り消さない限り、免税事業者となりません。

5. 適格請求書発行事業者の取りやめ及び失効

適格請求書発行事業者は、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」(登録取消届出書)を提出することにより、原則として、登録取消届出書を提出した翌課税期間の初日に、適格請求書発行事業者の登録の効力を失わせることができます。

6. 免税事業者が適格請求書発行事業者となるための登録手続

令和5年10月1日以降、免税事業者は、適格請求書発行事業者としての登録を受けなければ、「適格請求書」を交付することができないため、取引先は仕入税額控除を行うことができません。免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

参考「国税庁 消費税軽減税率制度の手引き」

大塚会計事務所

〒399-0014 松本市平田東1-25-11

TEL・FAX 0263-85-7330

部会便り

【穂高部会】 令和元年 台風第19号災害 県内被災地に義援金を拠出

このほど穂高部会では、各地に甚大な被害をもたらした10月の台風第19号被



害に対する義援金（25万円）を本会に預託いたしました。11月15日、本会役員会前に菅澤部会長から神澤会長に目録が手渡され、本会の義援金とともに県内被災地にお届けします。穂高部会では毎年チャリティー事業などの折に募金を募り、地域の植樹や災害被災地への義援金拠出に充てています。

【塩尻部会】

1. 会員親睦研修旅行のご案内

塩尻部会では、今年度も親睦研修旅行を開催します。今回は、『和倉温泉と加賀百万石の町金沢2日間の旅』を企画いたしました。皆様、お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

【旅行概要】

開催日：令和2年3月1日(日)～2日(月)

1泊2日の旅

旅行先：富山・金沢方面

- 1日目 老舗製菓会社「広貴堂資料館」(見学) 富山湾鮎「栄寿司」(昼食) 瑞龍寺・和倉昭和博物館とおもちゃ博物館(観光) 和倉温泉 宿泊
- 2日目 のとじま水族館(見学) 波打ち際千里浜なぎさドライブ 海の幸を堪能「民宿やまじゅう」(昼食) 金沢の台所「近江町市場」(お買い物)

宿泊先：和倉温泉「あへの風」

定員：20名(先着順：定員になり次第締切)

対象：塩尻部会の会員及び会員事業所の従業員等

締切：令和2年1月31日(金)

参加費：30,000円

その他：旅行案内や申込書、また、参加ご希望の方は塩尻部会事務局までご連絡ください。

ご案内を郵送させていただきます。

【塩尻部会事務局(塩尻商工会議所内)

電話：(0263) 52 0258 担当：太田】

2. 台風第19号災害被災地に義援金を拠出

塩尻部会におきましても、社会貢献事業の一環として、この度の台風第19号災害県内被災地に対し、義援金(5万円)を本会に預託してお届けします。被災地の一日も早い復興が祈念されます。

保健の窓

耐性菌

寒い日が続く風邪などひかれている方も多いのではないのでしょうか。そんな時、病院で「抗生物質・抗菌薬」を処方されることも多いと思います。しかし、近年こうした薬が効かない細菌、いわゆる“耐性菌”の問題が懸念されています。

耐性菌とは抗生物質などの抗菌薬に対する抵

抗性が著しく高くなった細菌で、何らかの理由で薬が標的とする細菌の酵素やたんぱく質に突然変異が起きたり、細菌が抗菌薬を不活性化する能力を獲得してしまうそうです。一つの要因として、抗生物質・抗菌薬の使い過ぎや、菌がまだ体に残っているのに服用をやめるなど不適切な使用が考えられています。

このままでは全世界で多くの人が、薬剤耐性(AMR)を得た病原体により命を落としてしまう可能性すらあります。そうした事態を防ぐために、私たち一人ひとりができることを考える必要があるのかもしれない。

会員企業の経営者・従業員の方々の健康を願って！ ～企業の繁栄は働く人の健康管理から～

法人会 生活習慣病健診実施のご案内

夏期、冬期と実施している健康診断です。充実の健診内容に、割安な費用。健診所要時間も約1時間程度と、お仕事の負担にならないことなどから毎回大変ご好評をいただいております。

基本的な検査項目を網羅した基本コース、「超音波(エコー)検査」「腫瘍マーカー検査」を加えたドック健診の2コースがございます。またオプション検査として、肝炎ウイルス検査、前立腺腫瘍マーカー検査(PSA)、骨粗鬆症検査、乳房超音波検査(乳ガン検診)、睡眠時無呼吸症候群(SAS)簡易検査、アミノインデックス(AICS 新しいがん検診)検査、ロックスインデックス(LOX-index 脳梗塞・心筋梗塞のリスク検査)も受診できます。

なお、『全国健康保険協会(協会けんぽ)』加入事業者様につきましては協会けんぽの補助制度もご利用いただけます(こちらはおひとり様、年に1度の補助となります)。

詳しいご案内(申込書付)につきましては、会員の皆様へ12月中に封書にてお送りいたします。ご不明な点等ございましたらお気軽に事務局までお問合せください。(電話：35-8080)

日程	令和2年2月3日(月)	2月4日(火)	2月5日(水)	2月6日(木)	2月7日(金)	受付時間
						午前8:00～
						午前8:30～
						午前9:00～
						午前9:30～
						午前10:00～
						午前10:30～

会場 松本市公設地方卸売市場 管理棟2F会議室(松本市笹賀7600-41)

費用

Aコース(基本コース) 17,000円(消費税込)

【Cコース(協会けんぽ扱い)7,500円】

通常必要とされる検査項目を内容とする
基本コース

(診察・身体測定・視力・聴力・呼吸器系・循環器系・腎機能・消化器系・大腸がん・膵機能・肝機能・高脂血症・高尿酸血症・糖代謝・血液一般・眼底 各検査)

Bコース(ドック健診) 27,000円(消費税込)

【Dコース(協会けんぽ扱い)16,000円】

基本コースに加えて、「超音波(エコー)検査」「腫瘍マーカー検査」を行います。

その他各種オプション検査(別料金)もごさいます。

オプション	肝炎ウイルス検査	4,000円
オプション	(男性) 前立腺腫瘍マーカー検査(PSA)	1,700円
オプション	骨粗鬆症検査	1,700円
オプション	(女性) 乳房超音波検査(乳がん検診)	1,700円
オプション	睡眠時無呼吸症候群(SAS)簡易検査	6,000円
オプション	アミノインデックス(AICS)検査	23,000円
オプション	ロックスインデックス(LOX-index)検査	12,500円

料金はすべて消費税込価格です。

備考 (1)検査は(一財)全日本労働福祉協会が行います。

(2)検査結果につきましては概ね3週間後通知いたします。

Affrac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか？

例えばこのようなとき…



痛みが
長続きしている



健康診断の結果を
見てもよくわからない



病院選びの
基準がわからない



家族の体調が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で
利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。*
- 24時間いつでも相談可能です。
(回答には3~24時間程度かかります)

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接当社にお願いいたします。



「消費税申告一声運動実施中」

12月の予定

4日豊科部会設立50周年記念式典 5日南東部会役員会 9日役員会 13日新設法人説明 18日県連事務局長会議 21日青年部12月例会 23日決算説明会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/11月決算法人対象）
12月23日(月) 午後2時より
大同生命松本ビル1階会議室
同時開催「消費税の軽減税率制度等に関する説明会」

令和元年 台風第19号災害への対応についてのご報告

この度の台風第19号による災害は、甲信地方、関東地方、東北地方など広範囲に甚大な被害をもたらし、長野県内でも東北信を中心に大災害となり、死者5名、負傷者138名さらに住宅被害は床下浸水まで含め9316棟に及びました。そこで、当会では次の2つの義援金を拠出いたしましたことをご報告いたします。

1. 「県内被災法人会」への義援金

当会を含む比較的被害の少なかった中南信6単体会が義援金を会員数基準で設定し、県連に預託して被災地単体会に贈る。

諏訪 55,000円 伊那 35,000円 飯田 45,000円
木曽 10,000円 松本 90,000円 大北 15,000円
合計 250,000円

2. 県内被災地全般に対する義援金

松本法人会として長野県災害対策本部へ義援金として拠出する。

〔内訳〕

・松本法人会 150,000円
・旧市内20部会 50,000円
・穂高部会 250,000円
・塩尻部会 50,000円
合計 500,000円

1月拡大役員会・新入会員歓迎会 開催のお知らせ

松本法人会では本年新たに法人会にご加入された方とご紹介者をお招きして、『1月拡大役員会・新入会員歓迎会』を開催いたします。

この取り組みは、新入会員及び紹介者をお迎えし入会への感謝の気持ちをお伝えするとともに、当会事業の説明などを行い活動への理解を深めていただくとともに、税務当局・当会役員と交流を図れる機会とするための企画でございます

年明けのお忙しい時期となりますが、該当される皆様におかれましてはご参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○日時 令和2年1月17日(金) 16:00～19:00

- 会場 アルピコプラザホテル
○時程 16:00～17:30 1月拡大役員会（新入会員歓迎会）
17:40～19:00 賀詞交歓会
○会費 3,000円
○参加者 松本税務署幹部、福利厚生制度協力会社、正副会長、理事、運営審議員、監事、委員会委員、青年部・女性部役員、新入会員及び紹介者
該当される方々には後日ご案内をお届けいたします
○お問合せ 事務局まで（☎35-8080）

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD データメモ デジタルカメラ デジタル写真機
手書きのイラストメモ
素材を組み合わせて
自社HPから

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



伊勢町手作りクリスマスツリーコンテスト



松本の伊勢町通りではこの時期、手作りクリスマスツリーコンテストが開催されており個性あふれるたくさんのツリーが街を彩っています。設置は11月から始まっており、少し早いかなとも思いますがこの時期ならではの雰囲気を作り上げています。もうすぐクリスマス。今年もいよいよ残りわずかですね。(上兼健司編集委員)

早いかなとも思いますがこの時期ならではの雰囲気を作り上げています。もうすぐクリスマス。今年もいよいよ残りわずかですね。(上兼健司編集委員)

(本号編集委員)

廣田伸一
上兼健司



その後、長野県阿部知事と長野市加藤市長にお会いし、義援金を数十万円寄付させて頂きました。今後、様々な災害や事件が起こった時、いつ何時誰もが反対の立場になるか分からない時代に、お互い助け合う精神を大切にしていきたいと思つた次第です。(上兼)

愛品物流株式会社



おかげさまで創業 40 周年



お客様満足度 No.1 を目指して!

地域貢献事業"PRトラック"

県内外を走り故郷の魅力を発信します!



愛品物流株式会社

高松証券142号 陸運局認証工場 愛車整備工場

フリーダイヤルで いーよ! ハ サ プ サ 便 朝日村大字西洗馬1535 http://www.aihin.jp
☎0120-14-8823 便 ☎0263-99-2668 FAX.0263-99-2810

川柳コーナー

冬なのに

桜満開

永田町

大関の

道は遠く

なりにけり

ブカブカの

コートが今年は

ピチピチに

新米

あとかぎ

今年10月12日の
台風19号、長野県

の被害は大変なことになってしまいました。先日はある会の10名で、千曲川の決壊した場所の近くで災害ボランティア活動させて頂きました。想像以上に台風の爪痕はひどく、近くの家屋はまだ住める状態ではない状況を目の当たりにし、絶句するばかりでした。長野県全体で8000棟の家屋が床上浸水しまだ復旧していない地域があり、みんなで何とかしたいという想いが強く心に刻まれました。

その後、長野県阿部知事と長野市加藤市長にお会いし、義援金を数十万円寄付させて頂きました。

今後、様々な災害や事件が起こった時、いつ何時誰もが反対の立場になるか分からない時代に、お互い助け合う精神を大切にしていきたいと思つた次第です。(上兼)

個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390 0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35 8080

FAX(0263)36 0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 信州印刷株式会社